

第1回 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会 議事概要

開催日時 令和3年11月11日(木) 14時00分～16時00分

開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (長浜市八幡中山町200番地)
工場棟3階 研修室

出席者 【委員】(五十音順、敬称略)

及川 清昭(副委員長)、大塚 義之、要石 祐一、川崎 達雄、鈴木 康夫、
高岡 昌輝、武田 信生(委員長)、吉原 福全

【事務局】

湖北広域行政事務センター 施設整備課

【支援委託業者】

パンフィックコンサルタンツ株式会社

傍聴者 4名

会議内容

1. 開会
2. 管理者あいさつ
3. 委員及び事務局の自己紹介
4. 議題
 - (1) 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例について
 - (2) 委員長、副委員長の選出について
 - (3) 会議の公開等について
 - (4) 新一般廃棄物処理施設整備運営事業内容の確認について
 - (5) その他
5. 閉会

資料

- | | |
|------|--|
| 資料1 | 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会名簿 |
| 資料2 | 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例 |
| 資料3 | 会議の公開について |
| 資料4 | 会議の公開に伴う関係条例等について |
| 資料5 | 会議の傍聴要領 |
| 資料6 | 委員会の公開・非公開とスケジュール(案) |
| 資料7 | 事業者選定委員会スケジュールと会議内容について |
| 資料8 | 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業実施方針(案) |
| 資料9 | 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業要求水準書(案) |
| 資料10 | 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業審査方法について |

1. 開会

事務局より開会のあいさつ。

2. 管理者あいさつ

管理者よりあいさつ。

3. 委員及び事務局の自己紹介

各委員、事務局より自己紹介。

(傍聴者 入室)

4. 議題

(1) 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例について
事務局より資料2について説明

(2) 委員長、副委員長の選出について

事務局 : 委員長、副委員長の選出についてお諮りさせていただきます。選出につきましては、委員会設置条例第5条第1項の規定により、委員の互選により選出することとなっておりますが、どのようにさせて頂いたらよろしいか、お諮りいたします。

委員 : 事務局が提案してください。

事務局 : 事務局提案とのご意見を頂戴いたしましたが、ご異議ございませんか。

委員 : 異議なし。

事務局 : 事務局から、委員長を武田信生委員様、副委員長を及川清昭委員様にそれぞれお願いしたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 : 異議なし。

事務局 : それでは、委員長に武田信生委員様、副委員長に及川清昭委員様にご就任いただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

委員長 : (委員長あいさつ)

(3) 会議の公開等について

事務局より資料3、4、5及び6について説明

委員長 : 何かご意見ご質問はございませんか。

委員 : (意見なし。)

(4) 新一般廃棄物処理施設整備運営事業内容の確認について

①事業者選定委員会スケジュールと会議内容について

委員長 : 何かご意見ご質問はございませんか。

委員 : (意見なし。)

②湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業実施方針（案）について

事務局より資料8について説明

委員長：何かご意見ご質問はございませんか。

委員：7ページの選定基準について、基準となる財政負担額は、どのタイミングで提示・判断されるのでしょうか。

事務局：センターの財政負担の考え方につきましては、従来方式と比較して今回のPFI事業がどのくらい財政負担の軽減につながるかということになります。公表の際は、従来方式の金額というの示しません。従来方式に対して、PFI事業の場合はどのくらい軽減するのかというVFMのパーセントにより示したいと考えています。

委員：そのタイミングは何時でしょうか。

事務局：3月に予定しています特定事業の選定の際にVFMを示させていただきますので、3月末に示すこととなります。

委員：パーセントにより示すとのことですが、金額では示さないのでしょうか。

事務局：VFMについては、パーセントで示させていただきます。

委員：何に対するパーセントですか。

事務局：従来方式で実施した場合に比べて、今回のPFI事業でどのくらい財政負担を削減できるかを示します。従来方式とは、公が工事を発注し、業者委託により実施する場合のことで、今回のPFI事業による設計施工一括発注の場合との経済比較をVFMという形で示します。

委員：入札終了後、入札の値に対してどれだけのVFMかということ公表するという意味ですか。

事務局：VFMについては、まず事業の発案時点で既に1度算定させていただいております。その時点では従来方式に比べPFI事業のほうが率で約8%の効果が出るということでこの事業を実施させていただいております。

今後、特定事業の選定を行い、本当にPFI事業でよいかどうかを判定させていただきます。これを、次回第2回目の事業者選定委員会の中でお示しさせていただきます。了解がいただけましたら3月に公表したいと考えています。また、最終的に入札が終わりますと、その段階で事業のVFMが算出されます。VFMは、合計3回算出することとなります。

委員：応募者はそれを目途にして入札に応じるという理解でよろしいですか。

事務局：VFMの公表はパーセントでしか示ませんが、実際は事業費を算出しています。その事業費を来年3月の議会にて、債務負担行為という形で承認をいただき、その額内で入札をしてくださいという形での募集公告を行いますので、そこから事業者がノウハウを活用しコストの削減を行います。

委員：プラントの設計・建設企業の個別要件ですが、経審点で焼却施設業務が1,200点、規模は焼却施設が50t/日以上×2炉の実績、また25t/日以上のバイオガス化施設の実績を有する等の記載がありますが、それらを満たす企業は具体的に何社該当しますか。

- 事務局 : 当内容に該当する事業者については、全国で10社ございます。その10社が参加できる点数を明記させていただいています。
- 委員 : 応募資格について、建設とプラントと運営とありますが、プラント企業の応募資格を一番厳しい条件としているという判断でよろしいですか。
- 事務局 : 先ほどお話ししました10社は代表企業となり得るプラント企業が10社ということです。建設企業はかなりありますので、代表者となるプラント企業を一番厳しい条件としています。
- 委員 : 今回事業者を募集して、残念ながら1者しか応募がない場合、どうなるのか教えてください。
- 事務局 : 今回の事業者募集については、公募型プロポーザル方式により行います。入札とは違いまして、1者であっても募集そのものは成立いたします。
- 委員 : 2ページに解体撤去する施設とありますが、これは解体だけで、土壌改質等は必要ないという理解でよろしいですね。
- 事務局 : はい。解体のみで、地下部分については杭も含めて撤去を行い、平地に敷き均して完了とします。
- 委員 : 売電はセンターが行われるのですか。それとも運営会社が行うのですか。
- 事務局 : 売電収入につきまして、お金が入る先は事業者になります。後ほど要求水準書の際にも再度説明させていただきますが、売電収入の内、90%をセンターに納付していただきます。残りの10%がインセンティブとして働くというような方法を取りますので、契約は事業者ですが、収入の内訳は、90%はセンター、10%は事業者という形に分ける予定をしております。
- 委員 : 応募の参加資格要件において、構成員や協力企業が他の応募グループの構成員や協力企業になっても構いませんと記載していますが、この場合、情報がグループ間で行き来できることになってしまい、談合につながらないでしょうか。
- 事務局 : ご意見のとおり構成員や協力企業は1つの企業が2つのグループに応募しても良いと記載しておりますが、技術点の中でどの企業の技術が最新の技術を提案しているかというところを見ていきますので、Aグループでは技術に特化したもの、Bグループでは価格を重視したものというような不公平な提案はできないと考えております。また、応募につきましては、代表企業が主となって価格を提案していくものですので、構成員を通したグループ間の談合は行われないと考えております。このように、公平性の確保、談合の未然防止は十分確保できると考えまして、複数グループへの参加は可能と判断させていただいております。
- 委員 : 代表企業は1つのグループでしか応募できないのですか。
- 事務局 : 代表企業は焼却メーカーになりますので、焼却メーカーにつきましては、当然1つのグループのみで、複数のグループへの参加は禁じております。
- 委員 : 1つのグループにおいて構成員で、別のグループで協力企業というのが可能となると、情報を全部知ることができますよね。
- 事務局 : あくまでも代表企業が競争するという形と考えています。

委員：応募するのは確かに代表企業ですが、構成員となった企業が全てのグループにも参加していて、それぞれの代表企業の提案を操作して、1つの企業だけが落札できるような提案をするということは可能ですよね。実際には起こらないことかもしれませんが、可能性として考えられることなので、資格審査のときにその点をチェックできるような書類の提出を求めるとか、なぜ協力企業にこの企業が必要なのか、技術的にこういった理由から必要なんだという、グループを結成するときの必要性、合理的理由を書面で出させるとか、チェックできるようにしておくべきでは。そういうことをしないと、もし何かあった時に非常に困るので、そういうものを抑制するような資格審査ができる工夫をしていただくといいかなと思います。

事務局：秘密保持に関する書面の提出を求めるなど検討いたします。

委員長：委員のご意見のとおり、悪意を持って行われるとできそうな気がしますので、もう1度考えていただくことが必要かもしれません。

事務局：代表企業は当然、構成員となる企業に対し、ノウハウを取られないよう秘密保持の契約を結びます。今回この内容を除外したのは、総合的な廃棄物処理システムということで、焼却炉、バイオガス化施設、リサイクル施設、汚泥再生処理センター、この4つの施設があります。先ほど、代表になり得る企業は10社と言いましたが、その他の企業は数が少ないです。バイオガスについては極端に少ないです。また、汚泥再生処理に関する企業は代表企業の半分です。そういった側面もあり、入札の参加資格をどの企業にも公平に与えるために記載はしておりませんでした。

委員：それはそれで仕方がないと思います。技術的なことですので。配慮を利かせた資格審査ができるようにし、募集を行う側は準備をきちんとして入札をしているということを地域社会の人にご理解いただく必要がありますから、そこはやはり大事だと思います。

事務局：今ご指摘いただきましたとおり、公平性を保てるよう考えたいと思います。

委員長：大変大事なご意見だと思いますので、よろしく申し上げます。

③湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業要求水準書（案）について

事務局より資料9について説明

委員長：何かご意見ご質問ございませんか。

委員：要求水準書の内容に関してはよろしいのですが、提案提出図書の具体的なリストはこれの中に記載してあるのでしょうか。それともこれから記載するのでしょうか。

事務局：提案提出図書につきましては、第2編 設計建設業務1-16ページに記載をしております。

④湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業審査方法について

事務局より資料10について説明

委員長：資料10については、今日のところはご説明をいただいたということで、今日何かを決めなければいけないわけではないですね。

事務局 : 本日決めていただきたい内容もございます。審査方法の中で、まず1番目の総合評価の算出ということで、加算方式と除算方式の2方式あります。今回の事業はPFI事業ということなので、できましたら技術点を優先的に考えたいと思いますので、加算方式を採用させていただきたいと思っております。2番目については次回に決めさせていただきます。3番目の提案審査時の応募者名の取り扱いですが、これは開示をせずに公平性が保たれるように行いたいと思いますので、開示しない形でお願いしたいと考えています。4番目につきましては、きめ細かな評価をさせていただきたいこと、また全国一般的にも多い評価方法であるため、5段階評価とさせていただきたいです。5番目の委員会の審議方法ですが、前回の新斎場の審査時にも採用させていただきました個人の評価結果の平均化とさせていただきたいと思います。これは、それぞれの委員皆様に評価いただき、評価結果を同時に発表していただいて、もう1度採点をした後、平均化するという方法です。今回の1番、3番、4番、5番につきましては、お話ししました形にてお願いできないかと考えておりますのでご審議をお願いいたします。

委員長 : 今説明いただきましたことについて何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 : 今話された評価算出を加算方式、応募者名・企業名を開示しない、それから評価を5段階評価とする、この辺は一般的で問題ないと思います。個人の評価結果の平均化についても、そんなに問題はないと思うのですが、一旦それぞれの評価を見直し、そこではそれぞれ専門の先生、専門の分野がございますから、意見を聞くことのできる場を設けていただいて、そこで自分の採点評価を変更できるようにしていただければと思います。

事務局 : 事務局としましても、一旦は審査をしていただき、その審査内容を個別に発表いただきまして、もう1度改める機会を設けさせていただくというような形で最終決定をしていただくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員 : 私も事務局の提案について基本的には今の案でよろしいと思いますが、次回質問項目の精査とともに、価格と提案内容の配分は50:50で行くのか、60:40で行くのか、その決定も次回ということでよろしいでしょうか。

事務局 : 次回審査時に価格や提案内容の得点化方法についてもご審議をお願いいたします。

委員 : 審査項目ですが、これから検討されるということですが、大枠の例を出されています、設計・建設業務と運営業務に全く同じ評価項目が二重に出ているというのは評価しにくいという点もありますので、その辺も配慮して項目を決めていただければと思います。

事務局 : 今は大枠という形でお示ししていますが、項目としましては、一番左側にある大項目、それぞれ設計・建設も運営も5つのコンセプトにおいて評価させていただきたいと考えています。中身につきましては、委員ご指摘のとおり、設計・建設と運営では異なるものですので、詳しく評価ができるようなものを作成いたしますので、次回にその内容をご検討いただきたいと思います。

委員：本日時間が足りませんでしたので、要求水準書等の不備等、細かな点について、事務局へメールさせていただきますので、ご確認ください。

(5) その他

次回委員会：令和4年2月3日（木）14時から（予定）

5. 閉会

事務局より閉会のあいさつ。